

別 紙

改正後	現行
厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政第号 令和 年 月 日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1 及び 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、（10）、<u>（13）、（14）、（15）、（16）</u>、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （1）～（8） (略)	厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政1007第4号 令和7年10月7日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1 及び 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、（10）、<u>（11）、（12）、（15）、（16）、（17）</u>、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （1）～（8） (略)

別 紙

改正後	現行
<u>(削除)</u>	<u>(9) 産科医療機関施設整備事業 (略)</u>
<u>(9)</u> 分娩取扱施設施設整備事業 (略)	<u>(10)</u> 分娩取扱施設施設整備事業 (略)
<u>(10)</u> 解剖・死亡時画像診断等施設整備事業 (略)	<u>(11)</u> 解剖・死亡時画像診断等施設整備事業 (略)
<u>(削除)</u>	<u>(12) 有床診療所等スプリングラー等施設整備事業 (略)</u>
<u>(11)</u> 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 (略)	<u>(13)</u> 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 (略)
<u>(12)</u> 院内感染対策施設整備事業 (略)	<u>(14)</u> 院内感染対策施設整備事業 (略)
<u>(13)</u> 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 (略)	<u>(15)</u> 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 (略)
<u>(14)</u> 新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関施設整備事業) (略)	<u>(16)</u> 新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関施設整備事業) (略)
<u>(15)</u> 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 (略)	<u>(17)</u> 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 (略)

別 紙

改正後	現行
<u>(16) 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業</u> <u>令和8年●月●日医政発●●第●号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業」に基づき実施する次の事業とする。</u> <u>ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業</u> <u>イ 病院又は診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業</u> <u>なお、ア又はイの事業に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。</u> (交付の対象外費用) 4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。 (1) (略) (2) 門、柵、塀（3 <u>(13)</u> 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業における倒壊の危険性があるブロック塀の改修及び他の材料を用いた塀への建替等を除く。）及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) ～ (5) (略)	<u>(新設)</u> (交付の対象外費用) 4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。 (1) (略) (2) 門、柵、塀（3 <u>(15)</u> 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業における倒壊の危険性があるブロック塀の改修及び他の材料を用いた塀への建替等を除く。）及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) ～ (5) (略)

別 紙

改正後	現行
(交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）３ 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）ア～（８）ア （略） <u>（削除）</u> <u>（９）ア</u> 都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業 <u>（１０）ア</u> 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業 <u>（削除）</u> <u>（１１）ア</u> 都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 <u>（１３）ア</u> 都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 <u>（１４）ア</u> 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業） <u>（１５）ア</u> 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 <u>（１６）ア</u> 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業 ア及びイ （略）	(交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）３ 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）ア～（８）ア （略） <u>（９）ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業</u> <u>（１０）ア</u> 都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業 <u>（１１）ア</u> 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業 <u>（１２）ア 都道府県が行う有床診療所等スプリングラー等施設等施設整備</u> <u>（１３）ア</u> 都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 <u>（１５）ア</u> 都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 <u>（１６）ア</u> 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業） <u>（１７）ア</u> 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 <u>（新設）</u> ア及びイ （略）

別 紙

改正後	現行
(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (6) イ (略) <u>(14)</u> イ 都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備を除く。） ア及びイ (略) (3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (7) (略) (8) イ (略) <u>(14)</u> イ 都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備に限る。） ア及びイ (略) (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) イ (略) (3) イ (略) <u>(削除)</u> <u>(9)</u> イ 都道府県が補助する分娩取扱施設施設整備事業 <u>(10)</u> イ 都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (6) イ (略) <u>(16)</u> イ 都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備を除く。） ア及びイ (略) (3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (7) (略) (8) イ (略) <u>(16)</u> イ 都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備に限る。） ア及びイ (略) (4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) イ (略) (3) イ (略) <u>(9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業</u> <u>(10)</u> イ 都道府県が補助する分娩取扱施設施設整備事業 <u>(11)</u> イ 都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等施設整備事業

別 紙

改正後	現行
<u>(削除)</u> <u>(11) イ</u> 都道府県が補助する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 <u>(12)</u> 院内感染対策施設整備事業 <u>(13) イ</u> 都道府県が補助する医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 ア及びイ (略) (5) (略) (6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 <u>(15) イ</u> 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 <u>(16) イ 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業</u> ア及びイ (略)	<u>(12) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</u> <u>(13) イ</u> 都道府県が補助する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 <u>(14)</u> 院内感染対策施設整備事業 <u>(15) イ</u> 都道府県が補助する医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 ア及びイ (略) (5) (略) (6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 <u>(17) イ</u> 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 <u>(新設)</u> ア及びイ (略)

別 紙

改正後					現行				
1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率	5 下 限 額	1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率	5 下 限 額
へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費	(略)	(略)	へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費	(略)	(略)
	基準面積					基準面積			
	(1) 診療部門	(1) 診療所				(1) 診療部門	(1) 診療所		
	ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 (ア)5 床以下 240 m ² (イ)6 床以上 760 m ² (2) 医師又は歯科医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等) (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅				ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 (ア)5 床以下 240 m ² (イ)6 床以上 760 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等) (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅		
	ヘリポート 1 か所当たり 104,292 千円	(略)		(略)		ヘリポート 1 か所当たり 96,836 千円	(略)		(略)
過疎地域等診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	過疎地域等診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後					現行				
へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
研修医のための研修施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	研修医のための研修施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
臨床研修病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研修病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地医療拠点病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地医療拠点病院施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師又は歯科医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師又は歯科医師住宅				次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師住宅		

別 紙

改正後					現行				
医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)	医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)
離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に <u>843</u> 千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)	離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に <u>651</u> 千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>産科医療 機関施設 整備事業</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
解剖・死 亡時画像 診断等施 設整備事 業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室整 備の場合 <u>90,653</u> 千円 (2) 解剖室等整備の場合 <u>224,993</u> 千円	死因究明のための解剖 や死亡時画像診断、薬毒 物検査の実施に必要な施 設の新築、増築、改築及 び改修に要する工事費又 は工事請負費	(略)	(略)	解剖・死 亡時画像 診断等施 設整備事 業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室整 備の場合 <u>69,984</u> 千円 (2) 解剖室等整備の場合 <u>173,694</u> 千円	死因究明のための解剖 や死亡時画像診断、薬毒 物検査の実施に必要な施 設の新築、増築、改築及 び改修に要する工事費又 は工事請負費	(略)	(略)

別 紙

改正後					現行				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	有床診療所等 スプリ	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		ンクラ 一等施設整備 事業	(略)	(略)	(略)	
南海トラフ地震及び 日本海溝・千島海溝周 辺海溝型地震に係る 津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 <u>371,205</u> 千円	(略)	(略)	(略)	南海トラフ地震及び 日本海溝・千島海溝周 辺海溝型地震に係る 津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 <u>344,666</u> 千円	(略)	(略)	(略)
	へき地診療所 <u>21,280</u> 千円	(略)				へき地診療所 <u>19,759</u> 千円	(略)		

別 紙

改正後					現行				
院 内 感 染 対 策 施 設 整 備事業	1室あたり <u>38,109</u> 千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス1万以上)を整備 する場合は <u>40,354</u> 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)	院 内 感 染 対 策 施 設 整 備事業	1室あたり <u>29,420</u> 千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス1万以上)を整備 する場合は <u>37,469</u> 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)
医 療 施 設 プ ロ ッ ク 堀 改 修 等 施 設 整 備事業	対象の長さ1m当たり基 準単価 <u>104</u> 千円 (ただし 30mを上限とする。)	(略)	(略)	(略)	医 療 施 設 プ ロ ッ ク 堀 改 修 等 施 設 整 備事業	対象の長さ1m当たり基 準単価 <u>97</u> 千円 (ただし 30mを上限とする。)	(略)	(略)	(略)
新 興 感 染 症 対 応 力 強 化 事 業	病室の感染対策に係る 整備 1室当たり <u>38,109</u> 千円	(略)	(略)	(略)	新 興 感 染 症 対 応 力 強 化 事 業	病室の感染対策に係る 整備 1室当たり <u>29,420</u> 千円	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後					現行				
(協定 締結医 療機関 施設整 備事業)	病棟等の感染対策に係 る整備	(略)	(略)		(協定 締結医 療機関 施設整 備事業)	病棟等の感染対策に係 る整備	(略)	(略)	
	対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>558 千円</u>					対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>484,000 円</u>			
	個人防護具保管施設の 整備	(略)				個人防護具保管施設の 整備	(略)		
	対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>558 千円</u>					対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>484,000 円</u>			
重点医 師偏在 対策支 援区域 におけ る診療 所の承 継・開業 支援事 業	(略)	(略)	(略)	(略)	重点医 師偏在 対策支 援区域 におけ る診療 所の承 継・開業 支援事 業	(略)	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後					現行				
<u>重 点 医</u>	<u>次に掲げる基準面積に</u>	<u>医師の勤務・生活環境</u>	<u>3分の1</u>	<u>二</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>師 偏 在</u>	<u>別表に定める単価を乗じ</u>	<u>改善に資する、次の各部</u>							
<u>対 策 支</u>	<u>た額とする。</u>	<u>門の新築、増築、改築及</u>							
<u>援 区 域</u>		<u>び改修に要する工事費又</u>							
<u>に お け</u>	<u>基準面積 80 m²</u>	<u>は工事請負費</u>							
<u>る 医 師</u>		<u>宿直室、医局、更衣室、</u>							
<u>の 勤</u>		<u>浴室等</u>							
<u>務・生活</u>									
<u>環 境 改</u>									
<u>善 の た</u>									
<u>め の 施</u>									
<u>設 整 備</u>									
<u>事業</u>									
(注) 1 および (注) 2 (略)					(注) 1 および (注) 2 (略)				
6 及び15 (略)					6 及び15 (略)				

別 紙

改正後				現行			
別 表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)				別 表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)			
施設の名称	種目等	構 造 別	単価	施設の名称	種目等	構 造 別	単価
へき地診療所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	へき地診療所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>		離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
過疎地域等 特定診療所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	過疎地域等 特定診療所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>		離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
研修医のための 研修施設	-	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	研修医のための 研修施設	-	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
へき地保健指導所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	へき地保健指導所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>

別 紙

改正後				現行			
	離 島 豪 雪 地 区	木造	<u>362,000</u>		離 島 豪 雪 地 区	木造	<u>355,000</u>
		鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>			鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
臨床研修病院	-	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	臨床研修病院	-	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
	医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>		医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
医師臨床研修病院 研修医環境整備	-	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	医師臨床研修病院 研修医環境整備	-	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>産科医療機関</u>	<u>診 療 部 門</u>	<u>鉄筋コンクリート</u>	<u>484,000</u>
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>ブロック</u>	<u>214,000</u>
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>木造</u>	<u>355,000</u>

別 紙

改正後				現行			
	(削除)	(削除)	(削除)		宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	484,000
		(削除)	(削除)			ブロック	214,000
		(削除)	(削除)			木造	355,000
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	558,000	分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
		木造	362,000			木造	355,000
	宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	558,000		宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
		木造	362,000			木造	355,000
重点医師偏在対策支 援区域における診療 所の承継・開業支援	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	558,000	重点医師偏在対策支 援区域における診療 所の承継・開業支援	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
		木造	362,000			木造	355,000
	医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	558,000		医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
		木造	362,000			木造	355,000
	看護師 住 宅	鉄筋コンクリート	558,000		看護師 住 宅	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	444,000			ブロック	214,000
		木造	362,000			木造	355,000
重点医師偏在対策支 援区域における医師	＝	鉄筋コンクリート	558,000	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

別 紙

改正後				現行			
<u>の勤務・生活環境改善 のための施設整備事 業</u>		<u>ブロック</u>	<u>444,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>木造</u>	<u>362,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(注) 1 ～ 3 (略)				(注) 1 ～ 3 (略)			